

公認審判員の活動再開に向けたガイドライン（第1版）

（一社）福島県バスケットボール協会審判委員会

1 趣旨及び目的

- (1) このガイドラインは、JBA及びFBAが定めたガイドラインを踏まえ、県内の公認審判員が県内で開催される各種大会、講習会等に参加する際の指針、基準として定める。
- (2) このガイドラインは、県審判委員会が公認審判員の安全・安心を最優先で確保するとともに、県内で開催される各種大会、講習会等に最大限協力することにより、福島県の競技力向上に引き続き資することを目的とする。
- (3) このガイドラインは、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、順次改定する。

2 適用範囲

- (1) このガイドラインは、県内で開催される公式大会、さらには、各地区、各部会で開催されるカップ戦、フェスティバル等の公式大会に準じた大会（以下「大会」という。）及び講習会に適用する。
- (2) 各チーム主催の練習試合等については、公認審判員として参加する場合は、原則、大会に準じてこのガイドラインを適用する。
- (3) このガイドラインは、県内のすべての公認審判員に適用する。

3 県審判委員会の役割、責任

- (1) 県審判委員会は、大会の開催に当たっては、事前に主催者と感染拡大防止対策について十分に協議したうえで、最大限協力することとする。

なお、協議の際には、公認審判員の数が不足する可能性があること、その場合には主催者に帯同審判員の確保、未公認審判員の協力等について依頼する可能性があること、さらには、審判員の確保が困難な場合は、大会の実施方法の変更や延期・中止について検討する必要があることを伝えることとする。

- (2) 県審判委員会は、主催者から大会の開催について協議があった場合は、感染拡大防止対策が十分に講じられているかどうか確認しなければならない。
- (3) 県審判委員会は、大会への公認審判員の参加申込みを募る場合は、原則2週間前までに主催者が定めた感染拡大防止対策を周知しなければならない。
- (4) 県審判委員会は、大会への参加については、各公認審判員の自由意志、自己判断であること、不参加と判断した公認審判員が、今後の活動において不利益が生じないよう十分配慮することを明確にしたうえで、参加申込みを受け付けることとする。
- (5) 県審判委員会は、3(4)により公認審判員数が不足し、大会の運営に支障が生じることが明らかになった場合は、大会の開催の可否、開催方法の変更、帯同審判員の確保、未公認審判員の協力等について、改めて主催者と協議しなければならない。
- (6) 県審判委員会は、公認審判員に自己管理用のチェックシート・提出用チェックシートの作成、提出について周知することとする。
- (7) 県審判委員会は、大会に参加する公認審判員に大会当日までの2週間分のチェックシートの提出を求め、適切に確認、管理することとする。
- (8) 県審判委員会は、大会の開催に当たり、審判割当をはじめ大会運営に関する事項について、随時、F B A（各委員会、各部会含む）、主催者、関係機関等と連携し、情報共有を図ることとする。
- (9) 県審判委員会は、審判割当の作成に当たり、参加審判員の感染リスクを軽減するために大会の開催場所、参加審判員の移動距離や交通手段等を踏まえ、担当ゲーム数、宿泊数等について考慮することとする。
- (10) 県審判委員会は、公認審判員の活動再開に向けて積極的な情報提供に努めることとする。

4 公認審判員の役割、責任

- (1) 公認審判員は、活動再開に当たり、J B A及びF B Aが定めたガイドライン、さらには、このガイドラインを順守しなければならない。
- (2) 公認審判員は、自己管理用のチェックシート（※1）を作成し、日常の体調管理に努めることとする。
- (3) 公認審判員は、大会の参加について、主催者が定める感染拡大防止対策を確認の上、自由意志、自己判断で申込みをしなければならない。

また、大会参加に当たり、配慮して欲しい事項については、申込み時に県審判委員会に相談することとする。

- (4) 公認審判員は、大会に参加する場合は、提出用チェックシート（※1）を県審判委員会に提出しなければならない。
- (5) 公認審判員は、大会への参加申込後、体調に不安がある場合や体調を崩した場合は、県審判委員会へキャンセルする旨申し出なければならない。
- (6) 公認審判員は、大会に参加する場合は、主催者が定める感染拡大防止対策を順守しなければならない。

※1 チェックシートは、別添「JBA チェックシート（審判用）」を参照してください。

5 その他活動再開、大会参加に向けた留意事項

- (1) 公認審判員は、活動の再開、大会への参加に当たり、随時、主催者が定める感染防止対策（※2）、JBA及び県審判委員会が定めるFAQ（よくある質問。※3、4）の確認に努めることとする。
- (2) 公認審判員は、活動の再開、大会への参加に当たり、不明な点や疑問点等があれば、随時、各地区審判長を通して県審判委員会に確認することとする。

※2 主催者が定める感染防止対策は、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止策（例）」を参照してください。

※3 JBAが定めるFAQ <http://www.japanbasketball.jp/news/55909>

※4 県審判委員会が定めるFAQは、今後、策定する予定です。後日、別途お知らせします。

